

「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設
としての存続を求める意見書

先般行われた事業仕分け作業において、国立青少年教育施設の地方への移管あるいは民間移管という判断が示されたが、「国立阿蘇青少年交流の家」は、昭和39年の開所以来、半世紀近くの長きにわたって、地元との連携のもと、学校教育との融合や地域の青少年の健全育成、さらには生涯学習の振興など、熊本県だけでなく九州の青少年教育機関として重要な役割を果たしてきた。

昨今、学習指導要領の改訂に伴い学校外での自然体験活動の重要性が叫ばれる中、青少年教育の新たな課題に対応した事業の充実を図るとともに、県民の生涯学習のさらなる振興を推進し、熊本県や阿蘇市など地元自治体をはじめ関係団体との連携・協力のもと、青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や青少年教育の重要な課題に応じた事業を展開する中で、今後も先導的・モデル的な事業を推進していく重要な役割が期待される。

よって、国におかれては「国立阿蘇青少年交流の家」を、従来どおり国立の青少年教育施設として存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3月24日

熊 本 県 議 会 議 長 早 川 英 明

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 様
文 部 科 学 大 臣	川 端 達 夫 様
行 政 刷 新 担 当 大 臣	枝 野 幸 男 様

